

岡山非常通信ネットワーク定款

(名称)

第1条 本会は、「岡山非常通信ネットワーク」と称する。

(事務所)

第2条 本会の、主たる事務所を、代表宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、営利を目的とせず、災害時における情報の収集活動及び情報伝達活動を行うことと共にアマチュア無線の健全な発展に寄与する事を目的とする。併せて本会に所属する会員相互の友好・親睦を図り友愛の心を育むとともに、法を守りマナーを身に付け科学的進歩を求め能率的かつ有効な通信を確保する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成する為次の事業を行う。

- (1) 非常無線通信等の活動に協力し災害情報の収集及び伝達をする事。
- (2) アマチュア無線の調査、研究、運用をする事。
- (3) アマチュア無線を通じてのボランティア活動をする事。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業。
- (5) アマチュア局の設置と運用

(会員の種類と資格)

第5条 本会の、会員は、正会員と賛助会員とする。

- (1) 正会員は、電波法第4条に規定するアマチュア無線局の免許を有する個人で、本会の活動に賛同する者。
- (2) 賛助会員は、正会員の配偶者・親子又は兄弟姉妹であつてアマチュア無線局の免許を有する個人で、本会の活動に賛同する者。

(会計と会費)

第6条 本会の会計は、総会で定めた年会費・臨時に徴収する特別費及び寄付金その他をもって充てる。

- (1) 本会の会費は、年会費円とし、正会員は毎年末までに納めること1,000円とする。ただし、賛助会員は無料とする。
- (2) 年度途中より入会する者も、その年度の会費を全額納入しなければならない
- (3) 一度納入した会費は返還しない
- (4) 特別費の徴収目的・金額及び徴収時期は、総会でこれを決定する。
- (5) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月末日までとする。
- (6) 会計報告並びに会計監査報告は総会にて行うものとする

(会員の権利)

第7条 本社の、正会員は以下の権利を有する。

- (1) 総会における議決権を有する。
- (2) 本社が主催する事業に参加することの権利を有する。
- (3) その他総会での決定事項。
- (4) 会員の権利については以上の他別途定める

(会員の資格喪失)

第8条 本会員が、次の各号に該当する場合には、会員の資格を喪失する。ただし、4項、5項、及び6項の該当者については役員会で決定するものとする。

- (1) 会費を滞納したとき。
- (2) 本人が脱会を希望した場合。
- (3) 本人が死亡した場合。
- (4) 本社の品位を汚した場合又は著しくマナーの劣悪な者。
- (5) 電波法令に違反し罰則の適用を受けたとき。
- (6) 本社の目的、事業の遂行に関して著しい違反のあったとき。

(役員)

第9条 本社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
- (2) 監事・監査 各1名以内

(役員を選任)

第10条 本会の役員は、次の通りとする

- (1) 理事、監事及び監査は正会員の中から選任する。
- (2) 次の役員を理事の互選により選任する。

代表1名、副代表2名以内、会計1名、事務局1名

(役員解任)

第11条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- (3) 正会員の2/3以上の解任要求があったとき

(役員任期)

第12条 本会の役員任期は2年間（1月1日～12月1日）とする。但し、再任は妨げないが、代表の任期は最長6年とする。

(役員職務)

第13条 本社の、役員職務は以下の通りとする。

- (1) 代表は、本社を代表し本社の業務を掌理統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し代表に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本社の事務処理を行う。
- (4) 会計は、本社の会計処理を行う。
- (5) 理事は、代表・副代表を補佐し、本社の業務を執行する
- (6) 監事は、会計及び理事の職務を監査する。

(役員会)

第14条 本社の役員会は代表が招集し、本社の業務の執行に必要な事項を決定する。

(総会)

第15条 本社の、総会は通常総会と臨時総会とする。

- (1) 通常総会は毎年1回代表が召集する。
- (2) 臨時総会は役員会又は正会員の2分の1以上から理由を付して請求のあったとき代表がこれを召集する。

(総会の議事)

第16条 総会に付議する事項は以下の通りとする。

- (1) 定款の改廃に関する事。
- (2) 役員改選及び任命に関する事。
- (3) 事業計画・予算・決算・監査報告に関する事。
- (4) 役員会の協議及び決定事項に関する事。
- (5) 財産の得失及び変更に関する事。
- (6) その他必要な事項。
- (7) 年会費等の額、特別費の額の変更及び決定

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の定足数)

第18条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任するか、

会長が議長を行う。

(顧問・相談役)

第20条 本社の、運営に関して助言を受けるため代表者は役員会の同意を得て顧問及び相談役を委託する事が出来る。顧問・相談役は本社の会員であることを要しないものとする。

(表彰)

第21条 本社に対し特に功績が著しく認められ、役員が推薦し代表者が相当であると認めた者を表彰する事が出来る。

(1) 表彰は原則として総会に於いて行うものとする。

(2) 役員は原則として在任中は表彰を受ける事は出来ないものとする。

(3) 本社主催のコンテストによる表彰は別段のものとする。

(補足)

第22条 この定款に記載されていない事項に関しては、役員会においてこれを定める。

この定款の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表が定める。

附則

この定款は、平成20年2月10日から施行する。

令和4年3月20日改訂